

サービス付き高齢者向け住宅ルミエールしかまつ管理規程

1 目的

この規程は、医療法人社団林山朝日診療所が設置するサービス付き高齢者向け住宅ルミエールしかまつ（以下「本住宅」という。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者及び来訪者（以下「入所者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともに、本住宅の良好な生活環境を確保することを目的とします。

2 遵守義務

（１）本住宅は、入居契約書及びこの規程に従って管理運営を行い、良好な環境の保持に

努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供します。

（２）入居者等は、この規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3 入居対象者

入居対象者は、60歳以上の方又は要介護認定を受けられている方です。

4 入居定員及び居室数

本住宅の入所定員及び居室数は、次のとおりです。

（１）入居定員 39人

（２）居室数 39室（タイプ1（19.26㎡）18室、タイプ2（19.81㎡）18室、タイプ3（20.1㎡）1室、タイプ4（23.44㎡）2室）

5 職員の職種、配置数及び職務内容

本住宅の職員の職種、配置数及び職務内容は、次のとおりです。なお、職員の配置数に

ついては、入居者状況等により変動することがあります。

職種	人数	勤務形態	職務内容
管理者	1	常勤、ヘルパーステーションわたぼうし管理者と兼務	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1	常勤	状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する。
看護職員	1	非常勤（週1回）	入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
介護職員	19	常勤7人、非常勤12人	心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切

			な介護を行う。
調理員	6	非常勤	入居者の食事の調理を行う。

6 管理運営業務

本住宅は、次の管理運営業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄処理等に関する業務
- (2) 建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 帳簿の作成及び記録の保存業務
- (5) サービスの提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防災・防犯に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者への業務の報告
- (10) 地域との協力

7 居室及び共用設備等の利用に当たっての留意事項

居室及び共用設備等の利用に当たっての主な留意事項は、次のとおりです。

- (1) 他の入居者等の迷惑となる行為は禁止です。
- (2) 本住宅の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
- (3) 原則として、建物内は、禁煙です。
- (4) 居室及び共用設備等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

8 居室の維持・補修

本住宅は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、本住宅が設置したも

のについては、自ら補修します。入居者等は、本住宅が行う維持、補修に協力するものと

します。ただし、水道・トイレなどの継続使用による劣化、故障や入居者等が故意又は過失

或いは不当な使用により、居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用

は入居者等の負担とします。

9 サービスの内容及び費用負担の内訳

(1) 家賃等

内訳	金額	
	A タイプ (19.26㎡～23.44㎡)	B タイプ (19.26㎡～20.10㎡)

賃料	月額 61,000円	月額 58,000円
共益費	月額 30,000円	月額 30,000円
光熱水費	月額 電気代実費	月額 電気代実費
敷金（賃料の○か月分）	- 円	- 円

※1 か月に満たない期間の賃料及び共益費は、1 か月を30 日として日割り計算した額とします。

※家賃・管理費は消費税込み。その他の料金は消費税抜きです。

(2) 状況把握・生活相談サービス

内容	金額
<p>【状況把握サービス】 定時（7時、11時、17時）及び必要に応じて随時に入居者の安否確認を行います。また、ナースコールによる対応を行います（随時対応）。</p> <p>【生活相談サービス】 日常生活における入居者の心配や悩みなどについては職員がいつでも相談に応じます。</p>	月額33,000円 要介護度及び認知症日常生活自立度判定により変動。

※1ヵ月に満たない期間の状況把握・生活相談サービス料金は、1ヵ月を30 日として日割り計算した額とします。

※金額は消費税込み

(3) その他生活支援サービス

サービス名	内容	金額
食事提供サービス	原則として、1 日3 食の食事を食堂において提供します。 （朝食7時30分～、昼食11時30分～、夕食17時30分～）	日額 1,818円（朝食454円、昼食616円、夕食748円）
健康管理サービス	入居者の健康相談、服薬管理、医療機関との連絡を行います。	
通院介助サービス	緊急時において、入居者のかかりつけ医師・病院、協力医療機関・歯科医療機関又は専門医への通院介助を行います。	

※1ヵ月に満たない期間の食事提供サービスは、実際に召し上がった分のみを計算します。

※金額は消費税抜き

(4) 介護サービス

本住宅は、介護保険法に基づく介護サービス（以下「介護サービス」という。）の提供は行いません。介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に併設のヘルパーステーションわたぼうしや外部の介護サービス事業所等と契約し、介護サービスの提供を受けることとなります。

(5) 費用の改定

消費者物価及び人件費等を勘案の上、運営懇談会等の意見を聴いて改定します。

(6) 支払方法

前項の家賃等及びサービス費用の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付の上、毎月20日までに請求します。本住宅は、これに基づき原則としてその金額を銀行口座から毎月27日に自動引き落としします。

入居者は、本住宅の指定する銀行に入居者名義の普通預金口座を設け、その口座から毎月27日までに前月分を自動振替の方法によりお支払いいただきます。その場合、賃料及び共益費以外は、消費税及び地方消費税を加算していただきます。

10 医療を要する場合の対応

入居者に急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の適切な措置を行います。また、入居者等の希望する連絡先に緊急連絡する等の対応を行います。

11 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

本住宅は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、5年間保存します。

12 非常災害対策

本住宅は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

13 金銭管理

本住宅は、原則、金銭管理は行いません。

ただし、日用品や消耗品などの購入で個人では管理が難しい入居者様には、予めまとまった金額を預かった上で、清算や代理購入を行うことがあります。

14 秘密保持等

本住宅は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、本住宅の職員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

15 運営懇談会

入居者等の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、本住宅の職員及び入居者又はその身元引受人からなる「運営懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置します。懇談会は、原則として、年2回以上開催するものとし、懇談会の開催通知は、書面連絡及び館内掲示等により行います。

16 苦情処理

(1) 入居者等は、本住宅に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

①本住宅受付窓口 担当者 生活相談員：藤原 電話 078-621-1150

②行政機関その他受付機関

・神戸市保健福祉局高齢福祉課 電話078-322-5226

・神戸市消費生活センター 電話078-371-1221

(2) 入居者等からの苦情については、苦情対応マニュアルにより、迅速かつ誠実に対応します。

17 事故発生時の対応

(1) 本住宅は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(2) 本住宅は、サービスの提供に伴って、本住宅の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3) 本住宅は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

18 個人情報の保護

(1) 本住宅は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2) 本住宅が得た入居者の個人情報については、本住宅でのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとしします。

19 管理規程の改定

この規程の改定については、懇談会等の意見を聴くものとします。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行します。 _

附 則

この規定は、令和元年 9 月 1 日から施行します。

附 則

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行します。